行財政改革特別委員会資料

令和４年４月１９日

企画部企画調整課

東大井三丁目における都有地（都営元芝アパート跡地）を

活用した特別養護老人ホーム等の整備について

東大井三丁目の都有地（都営元芝アパート跡地）について、都の「都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業」により、特別養護老人ホーム等の整備を進める。

**【現地図】**

**１　都有地および事業者選定の概要**

（１） 都有地の概要



**計画地**

ア 所在地（住居表示）

東京都品川区東大井三丁目４番１号、２号

イ 敷地面積

　　約３，３０９㎡（契約締結時に確定）

ウ 用途地域等

　第一種中高層住居専用地域

・建ぺい率：６０％

・容積率：２００％



（２） 都の事業者選定方法

　　ア 都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業実施要綱（高齢）に基づき、都は都有地の借受者を公募する。

　 イ 区は、応募者に関する意見書を都に提出する。都は、区の意見書も踏まえ、応募者を審査し、借受者を決定する。

ウ 借受者は、都から土地を定期借地（５０年）で借受け、施設を建設し運営する。

**２　条件とする介護保険施設等**

（１）特別養護老人ホーム（ユニット型・定員８０人以上）

（２）老人短期入所施設（ユニット型、定員８人以上。ただし、特別養護老人ホーム定員の１割以上。）

　　　※事業者が提案する併設施設等を併設することも可能。ただし、併設を希望する場合は事前に区との協議が必要。

**３　施設整備費の補助**

都の施設整備費補助制度あり

**４ 今後の主なスケジュール（予定）**

令和４年　５月下旬　　　住民説明会

令和４年　６月下旬　　　事業者公募

令和５年　６月頃　　　　事業者決定

令和６年１１月頃　　　　工事着工

令和７年１１月頃　　　　工事竣工

令和８年　３月頃　　　　開設